

# 「福山市まちづくりサポートセンター」団体登録のご案内

福山市まちづくりサポートセンター（以下「サポートセンター」と記載します。）は、団体登録により、施設やサービスを有効に活動していただくことができます。

登録を希望される団体の皆さまは、次のとおり登録手続きを行ってください。

## 1 登録の要件

次の要件のすべてを満たしている団体は、サポートセンターへ登録することができます。

- (1) サポートセンターの目的に賛同し、公益性かつ社会貢献性のある活動を自主的・継続的に行っていること。
- (2) 市内を主たる活動の場としていること。
- (3) 規約または会則等を有し、組織体制が明確であること。
- (4) 団体の活動情報を公開していること。
- (5) 反社会的活動その他公の秩序または善良な風俗を害する活動を行っていないこと。

## 2 登録の申し込み

登録を希望する団体は次の書類を提出してください。ただし、提出はサポートセンターへの持参を原則とします。

- (1) 福山市まちづくりサポートセンター登録申込書（以下「登録申込書」と記載します。）
- (2) 規約または会則等
- (3) 役員または構成員名簿
- (4) 活動の計画または実績及び会計内容を確認することができる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 3 申し込みの確認

提出のあった申込書と添付書類について確認を行い、その結果を申込者に対して通知します。

## 4 登録情報の公開

サポートセンターは、登録された団体（「登録者」と記載します。）の登録情報の全部または一部を公開します。

## 5 登録内容の変更

登録者は、次の各号に変更があったときは、速やかに変更申込書を提出してください。

- (1) 登録申込書に記載した事項
- (2) 役員または構成員名簿
- (3) 規約または会則等



裏面あり

## 6 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録をした日にかかわらず、毎年3月31日までとします。

## 7 登録の更新

登録の更新を希望する登録者は、翌年度の6月末までに更新申込書を提出してください。

## 8 登録の取消し

次の各号の一つに該当する場合は、登録を取消すことがあります。サポートセンターは、登録を取消した場合、登録者に対し、登録を取消した旨を通知します。

- (1) 登録の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録にあたり、提出された書類の記載内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) 利用規程等の諸条件を遵守しないとき。
- (4) 登録の更新手続きをしないとき。

## 9 登録の取下げ

登録者は、登録を取下げようとするときは、申し出てください。

### 登録者の皆さまへのお願い

- 利用規程を守り、サポートセンターを運営する市や他の利用者との良好な関係を築いていただき、サポートセンターを適切に利用してください。
- サポートセンターを有効に活用していただき、活動情報などの積極的な情報発信に努めるようご協力をお願いします。

### 登録申込み・お問い合わせ先

福山市まちづくりサポートセンター

(福山市 市民局 まちづくり推進部 協働のまちづくり課)

〒720-0056 広島県福山市本町1番35号(福山市市民参画センター2階)

TEL : 084-923-9006 / FAX : 084-926-0490

メール : machi-sapo@city.fukuyama.hiroshima.jp

(受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時15分 ※祝日、年末年始除く)